

漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領

2 1 水 漁 第 3 0 3 7 号
平 成 2 2 年 3 月 3 0 日
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

一 部 改 正
2 2 水 漁 第 4 9 0 号
平 成 2 2 年 5 月 2 5 日

第 1 趣旨

近年、燃油価格は国際的な需要関係とは別に、投機資金などの影響により乱高下するようになっている。また、魚類養殖に必要な配合飼料の主原料である魚粉等は、海外から輸入しているが、過去には世界的な魚粉等の需要増を背景に価格が急騰した。

このため、漁業者・養殖業者と国の拠出により、漁業用燃油と配合飼料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みを創設するとともに、その運営を支援することにより、漁業・養殖業経営の安定と水産物の安定供給に資する。

第 2 事業主体

本事業の事業主体は、水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

第 3 事業の実施

事業主体は、次の事業を行うものとする。

- 1 漁業用燃油価格安定対策事業
- 2 養殖用配合飼料価格安定対策事業

第 4 漁業用燃油価格安定対策事業

1 対象油種

漁業用燃油価格安定対策事業は、次の油種のうち、漁業の用に供するものを対象とする。

- ア A重油
- イ 軽油
- ウ ガソリン
- エ その他の燃油

2 事業体制構築の契約

- (1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、次のいずれかに掲げる者（以下第4において「漁連等」という。）との間に、漁業用燃油の価格の急上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和し、もって傘下の漁業者等の経営の安定を図るためのセーフティーネットの構築に係る契約（以下第4において「参加契約」という。）を締結することができる。

- ア 漁業協同組合連合会
- イ 漁業協同組合（都道府県の範囲を区域とする漁業協同組合連合会の会員であるものを除く。）
- ウ 漁業者を直接又は間接の構成員とする全国団体（法人に限るものとし、ア又はイに該当するものを除く。）
- エ 燃油販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業団体（法人に限る。）
- オ その他水産庁長官が適当と認めた団体

- (2) (1) の参加契約を締結した漁連等は、次のいずれかに掲げる者との間に、参加契約の事務を連携して履行するための事務契約を締結することができる。

- ア 漁連等の会員である漁業協同組合その他の団体であって漁業者又は燃油販売業者を会員とするもの

イ その他水産庁長官が適当と認めた団体

(3) 事業主体は、(1)の参加契約を締結したときは、水産庁長官に報告するものとする。

3 漁業者のセーフティーネットへの加入の契約等

(1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、セーフティーネットに加入しようとする漁業者からの申込みに基づき、当該漁業者との間に積立契約を締結するものとする。

(2) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、積立契約を締結した漁業者（以下第4において「加入者」という。）からの申込みに基づき、事業主体が定めるセーフティーネットの事業年度毎に、漁業用燃油価格差補てん金（燃油価格の急上昇が漁業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補てん金をいう。以下同じ。）の対象となる燃油購入数量を決めるものとする。

4 燃油補てん積立金の納入等

(1) 加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、事業主体に対し、原則として毎年度1回、漁業用燃油価格差補てん金に係る補てん積立金（以下「燃油補てん積立金」という。）を納入する。

(2) 燃油補てん積立金の精算については、水産庁長官が別に定める。

5 燃油の購入数量の報告

加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、自らが購入した本事業の対象となる燃油の購入数量を事業主体に報告するものとする。

6 漁業用燃油価格差補てん金の交付

事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、加入者に対し、四半期ごとに漁業用燃油価格差補てん金を交付する。

7 普及啓発等

事業主体は、漁業用燃油価格安定対策事業の円滑な運営を図るため、1から6までに規定する事務のほか、次の事務を行う。

ア 漁業用燃油価格安定対策に関する普及啓発

イ 関係団体等の実務関係者に対する漁業用燃油価格安定対策に関する研修

ウ 関係団体等に対する漁業用燃油価格安定対策の事業実施に係る指導及び助言

第5 養殖用配合飼料価格安定対策事業

1 対象配合飼料

養殖用配合飼料価格安定対策事業は、魚粉又は魚油を原料とする配合飼料のうち、養殖業の用に供するものを対象とする。ただし、養殖業者が魚粉等を原料として配合飼料を自ら作成し使用する場合には、当該配合飼料の原料とする魚粉のみを対象とする。

2 事業体制構築の契約

(1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、次のいずれかに掲げる者（以下第5において「漁連等」という。）との間に、養殖用配合飼料の価格の急上昇が養殖業経営に及ぼす影響を緩和し、もって傘下の養殖業者等の経営の安定を図るためのセーフティーネットの構築に係る契約（以下第5において「参加契約」という。）を締結することができる。

ア 漁業協同組合連合会

イ 漁業協同組合（都道府県の範囲を区域とする漁業協同組合連合会の会員であるものを除く。）

ウ 養殖業者を直接、間接の構成員とする全国団体（法人に限るものとし、ア又はイに該当するものを除く。）

エ 配合飼料販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業団体（法人に限る。）

オ その他水産庁長官が適当と認めた団体

(2) (1)の参加契約を締結した漁連等は、次のいずれかに掲げる者との間に、参加契約の事務を連携して履行するための事務契約を締結することができる。

ア 漁連等の会員である漁業協同組合その他の団体であって養殖業者又は配合飼

料販売業者を会員とするもの

イ その他水産庁長官が適当と認めた団体

(3) 事業主体は、(1)の参加契約を締結したときは、水産庁長官に報告するものとする。

3 養殖業者との契約等

(1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、セーフティーネットに加入しようとする養殖業者からの申込みに基づき、当該養殖業者との間に積立契約を結ぶものとする。

(2) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、積立契約を締結した養殖業者（以下第5において「加入者」という。）からの申込みに基づき、事業主体が定めるセーフティーネットの事業年度毎に、養殖用配合飼料価格差補てん金（配合飼料価格の急上昇が養殖業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補てん金という。以下同じ。）の対象となる配合飼料購入数量を決めるものとする。

4 配合飼料補てん積立金の納入等

(1) 加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、事業主体に対し、原則として毎年度1回、配合飼料価格差補てん金に係る補てん積立金（以下「配合飼料補てん積立金」という。）を納入する。

(2) 配合飼料補てん積立金の精算については、水産庁長官が別に定める。

5 配合飼料の購入数量の報告

加入者は、水産庁長官が別に定めるところにより、自らが購入した本事業の対象となる配合飼料の購入数量を事業主体に報告するものとする。

6 養殖用配合飼料価格差補てん金の交付

事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、加入者に対し、四半期ごとに養殖用配合飼料価格差補てん金を交付する。

7 普及啓発等

事業主体は、養殖用配合飼料価格安定対策事業の円滑な運営を図るため、1から6までに規定する事務のほか、次の事務を行う。

ア 養殖用配合飼料価格安定対策に関する普及啓発

イ 関係団体等の実務関係者に対する養殖用配合飼料価格安定対策に関する研修

ウ 関係団体等に対する養殖用配合飼料価格安定対策の事業実施に係る指導及び助言

第6 事業の実施

(1) 事業主体は、第4及び第5の事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する規定を定めるものとする。

(2) 事業主体、第4の2の(1)又は第5の2の(1)の参加契約を締結した漁連等及び第4の2の(2)又は第5の2(2)の事務契約を締結した者は、この事業を実施するために必要なときは、セーフティーネットに加入しようとし、又は加入している漁業者又は養殖業者から事務手数料を徴収することができる。

第7 基金の造成及び管理

1 基金の造成

事業主体は、この事業の実施に充てるため、この事業を実施する期間において、毎年、国の予算に基づく国からの補助金並びに燃油補てん積立金及び配合飼料補てん積立金によって、漁業経営セーフティーネット構築事業基金（以下「事業基金」という。）を造成するものとする。

2 事業基金の管理等

(1) 事業主体は、事業基金を次により管理・運用するものとする。

ア 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預貯金又は郵便貯金

- イ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）
- ウ 国債、地方債その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）
- （２）事業主体は、事業基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。
 - ア 第４の６に定める漁業用燃油価格差補てん金に充てるための漁業用燃油価格安定対策勘定
 - イ 第５の６に定める養殖用配合飼料価格差補てん金に充てるための養殖用配合飼料価格安定対策勘定
- （３）（２）に掲げる各勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。
- （４）（２）に掲げる各勘定の資金のうち、国からの補助金によるものの運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れてこの事業の実施に充てるものとする。
- （５）事業主体は、事業基金の管理については、（１）から（４）までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

第８ 基金の見直し等

- １ 事業主体は、事業基金について、少なくとも５年に１回、定期的に見直しを行う。
- ２ 事業主体は、定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合を算出するとともに、当該割合並びに当該算出に用いた算出方法及び数値を水産庁長官に報告し、インターネット等により公表する。

第９ 指導監督

- １ 水産庁長官は、この事業の実施に関して、事業主体及び関係漁業協同組合連合会等に対し、指導及び監督を行うものとする。
- ２ 水産庁長官は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成１８年８月１５日閣議決定）の３及び４に規定されている各基準に適合するように指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

第１０ 事業計画

事業主体は、別記様式第１号により、毎年の基金の造成計画を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。

第１１ 報告

事業主体は、毎事業年度終了後６０日以内に、別記様式第２号により漁業経営セーフティーネット構築事業の実施状況を水産庁長官に報告するものとする。

第１２ 国の助成等

- １ 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- ２ 事業主体は、この要領により実施する事業のすべてが完了したときは、速やかに事業基金の精算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、事業主体に残額が生じているときは、事業主体は当該残額を国庫に返還するものとする。

また、この要領により実施する事業のすべてが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業主体は当該基金残額を国庫に返還するものとする。

第１３ その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

(別記様式第 1 号)

漁業経営セーフティーネット構築事業計画書

番 号
年 月 日

水産庁長官

殿

住 所
名称及び代表者の氏名

印

漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領第 10 の規定に基づき、下記のとおり平成 年度漁業経営セーフティーネット構築事業の基金造成計画を作成したので、承認を申請する。

記

(単位：千円)

事業名	前年度繰越額 (a)	新規造成額 (b)	計 (a) + (b)	備考
漁業経営セーフティーネット構築事業				
1. 漁業用燃油価格安定対策事業				
2. 養殖用配合飼料価格安定対策事業				
計				

(別記様式第2号)

漁業経営セーフティーネット構築事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領第11の規定に基づき、下記のとおり平成 年度漁業経営セーフティーネット構築事業の実績報告書を提出する。

記

漁業経営セーフティーネット構築事業

1. 漁業用燃油価格安定対策事業 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収 入 (a) + (b) + (c) + (d)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
運 用 益 (c)		
その他の収入 (d)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
そ の 他 支 出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		

2. 養殖用配合飼料価格安定対策事業 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収入 (a) + (b) + (c) + (d) + (e)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
運 用 益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
そ の 他 支 出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		